

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 規 則

岐阜県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (労働委員会事務局)

ページ  
一

号外 ( 甲 ) 平成二十八年 四月 一日

## 規 則

岐阜県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十号

岐阜県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県労働委員会事務局組織規則 (昭和四十二年岐阜県規則第二十四号) の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「課長補佐」の下に「、係長」を加え、同条第三項中「分掌事務を整理」を「事務を掌理」に改め、同条第四項中「整理」を「処理」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加え、同条を第五条とする。

5 係長は、上司の命を受け、その係の分掌事務を掌理する。

第三条の次に次の一条を加える。

(係の設置)

第四条 審査調整課に審査調整係を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

( 火 曜 日 )  
( 金 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( と き は 翌 日 )

平 成 二 十 八 年 四 月 一 日

平成二十八年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社